

# 「LIKE AN OMAEZAKI」ロゴ利用規程

## (趣旨)

第1条 この規定は、「LIKE AN OMAEZAKI」のロゴデザインの適正な利用を確保し、その普及を促進する為に必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

(1) ロゴ

「LIKE AN OMAEZAKI」ロゴデザインのことをいう。

(2) 申請者

ロゴの利活用を希望し、利用申請を出す団体または個人のことをいう。

(3) 商品

販売を目的として製造された製品（そのパッケージを含む。）及びそれに準ずるものをいう。

## (利用承認の申請)

第3条 申請者は、ロゴを利用するためには、事前に市の承認を得なければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 国又は地方公共団体が使用するとき

(2) JRグループ、旅行会社又は出版社が市への事業の趣旨に基づいた旅行商品や生地に使用するとき

(3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき

(4) 前各号にあげるもののほか市長が使用承認の手続きを必要ないと認めたとき

2 ロゴの商用利用については、上記承認に加え、市HPを確認し、他のグッズ等と競合となるような商品にならないよう留意する（他のグッズが後発であった場合は、この限りではない）。

## (利用承認基準)

第4条 市は前条の申請を受けた場合はその内容を審査する。

2 ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しない。

(1) 更なる人口交流の拡大できるよう市のまちづくりに寄与するという趣旨に反する恐れがある場合

(2) ロゴの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合

- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
  - (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
  - (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
  - (6) 市の事業又はその関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
  - (7) ロゴの利用上の遵守事項を守らない等、正しい利用方法に従って利用しない恐れがある場合
  - (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
  - (9) その他、承認することが不相当と認められる場合
- 3 市は、申請を承認しない場合であっても、申請者に対しその理由を説明する義務を負わない。

(利用承認後の手続き)

- 第5条 承認を得てロゴを利用した場合、ロゴを利用した対象物が完成した段階で市へ提出するものとする。その際に提出が困難な物については写真の提出をもって替えることができる。
- 2 申請者は、前項とは別に、市が利用実績等の提出を後日求めた際には、応じるものとする。

(利用上の遵守事項)

- 第6条 申請者はロゴの利用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ロゴは、原則として単体での利用とし、許可なく他のロゴ等と組み合わせた利用はできない。
  - (2) ロゴの利用は、承認された内容にのみ利用すること。
  - (3) J A S法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
  - (4) ロゴデザインの改変等をしないこと。
  - (5) ロゴデザインに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。
  - (6) 当該利用に係る物品の利用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(承認の取消し)

- 第7条 市は、申請者によるロゴの利用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められた場合は、申請者が受けた承認を取り消すことができる。申請者は、取り消されたものはその対象物を利用及び販売してはならない。
- 2 市は、前項の規程により承認の取り消しを受けた申請者に対して、当該承認に係る物品の利用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

(損失補償等の責任)

第 8 条 取消し等に伴う利用物品の回収、費用等の一切は、利用者の負担とする。

(利用料等)

第 9 条 利用承認を受けたものに対するロゴ利用料は原則無料とする。

(利用期間)

第 10 条 ロゴの利用期間は、利用承認を受けた日から当該日の翌々年の 3 月 31 日までとし、期間満了後は再度承認を得ることとする。

(無断利用への対応)

第 11 条 第 3 条の承認を受けずに、ロゴが利用された場合、市はその無断利用者に対して、利用物件の回収及び損害賠償（間接損害、逸失利益、合理的な弁護士費用を含む）を求めるなど厳正な措置をとることができる。

2 利用者が本規約に違反したことにより、市に損害が発生した場合は、利用者は市に発生した一切の損害（間接損害、逸失利益、合理的な弁護士費用を含む）を賠償する責を負う。

(利用に起因する問題)

第 12 条 ロゴ利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(補足)

第 13 条 この規程に定めのない事項が生じたときや、この規程の解釈について疑義が生じたときは、協議の上解決する。

附則

本規程は、令和 4 年 12 月 26 日から施行する